

【論文】

# 小河滋次郎の初期保護思想に関する考察

## —「社会公共」に着目して—

益田 幸辰\*

**要旨：**本論は、小河滋次郎の『監獄学』の分析・検討を通して、彼の初期保護思想の特徴の一端である「社会公共」を考察し、当時の社会思想、なかでも社会有機体思想と初期社会主義思想における小河の思想の位置づけを試みようとした。研究方法は、小河をはじめ同時代の思想家の原典をもとに分析検討した。研究の結果、小河の初期保護思想は、当初有機体思想が基盤になっていたが、監獄改良事業を見聞し、『監獄学』を著すなかで、出獄した直後の貧しい生活に追い詰められている人々を支援する思想として酒井を始めとする初期社会主義思想に対して関心をもち、これらの思想をつなぐものとして「社会公共」という考え方が創出されたと考える。

**Key Words：**小河滋次郎，監獄改良事業，公共性

### I. 研究背景

本論は、小河滋次郎の初期保護思想を考察するため『監獄学』を分析・検討の対象と考えているが、その理由について、『監獄学』発表の経緯から考えることにしたい。周知のように明治政府は近代化の一環として各国の行刑制度の調査を内務省に命じ、ドイツから専門家を招聘した。このような展開において、行刑制度の中心である監獄のあり方や受刑者の扱いに対して政府内や各地の監獄官吏などの間で議論がなされ、小河も参加していた<sup>1)</sup>。このような状況において、監獄で受刑者と接する機会が多い教誨師から、受刑者への過酷な処遇に対する批判がなされるようになった<sup>2)</sup>。小河はこのような議論の過程で教誨師であった留岡幸助と知己を結び、ドイツから来日したクルト・フォン・ゼーバツハ(Curtt von Seebach)氏と交流して『監獄学』を書き上げたとされる<sup>3)</sup>。また小河は『監獄学』の普及の範囲について「同僚以外博く社会官民の間に擴張せしめんこと實に著者の熱望して止まざる所なり」(小河 1894：例言 10)と述べているように、内務省の同僚だけではなく、広く社会に普及することを熱望した。また室田保夫氏はこの時代において「監獄と遊郭」が二つの暗黒と呼ばれ、「監獄改良事業が社会問題対策としての性格、あるいは人権問題としても問わなければならない課題も包摂していたのである」と述べている(室田 2011：2)。このような監獄に対する課題を内包した『監獄学』は、同僚への行刑制度の解説書に止まらず、「社会問題対策」の思想を帯びて「社会官民」に広がることを目指したのではないかと考えられる。このような思想を本論では初期保護思想とみなし考えることにしたい。

2014年4月4日受付／2015年10月12日受理

\*東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻博士後期課程

以上の理由から本論では『監獄学』が小河の初期保護思想に関する著作と考え、検討の対象としたのである。

このような『監獄学』における初期保護思想の特徴の一端として、後に述べる「社会公共」を分析・検討し、その位置づけを検証するためには、その背景にある当時の社会思想の検討が必要だと考える。

明治期の主な社会思想を概観すると啓蒙思想・自由民権思想・社会有機体思想・初期社会主義思想、などが考えられるので、以下その概略を簡潔に整理することにしたい(生松 1965 ; 山口・小山 1966 ; 森田 1966 ; 清水 1986 ; 吉田 1986 ; 田村 1990 ; 城塚 1998)。

まず、啓蒙思想は、当初、明六社とその機関誌『明六雑誌』(1873)に集まった加藤弘之、森有礼、福沢諭吉などの啓蒙思想家達を中心であり、彼らは西洋の知識の導入による迷信や因襲の打破をめざしたといえる。

次に、自由民権思想は、自由民権運動を支えた思想であり、この思想は、J. S. ミル、H. スペンサーらのイギリス自由主義思想とルソーのフランス共和主義的、革命的な思想に依拠していた。代表する思想家としては、ルソーの「社会契約論」を訳して『民約訳解』(1882)を著した中江兆民や、『民権自由論』(1879)を著した植木枝盛などがあげられる。彼らは、天賦人権を唱え、自由・権利・平等という近代的価値観の普及に大きな役割を果たした。

第三に、社会有機体思想は、C. ダーウィンの進化論や H. スペンサーの社会有機体思想の影響を受けたものであり、代表的な思想家として加藤弘之や後藤新平などがあげられる。

第四に、初期社会主義思想は、1880(明治13)年に発刊されたキリスト教系の『六合雑誌』において、小崎弘道が欧州の社会主義思想や社会主義運動を紹介するという形で始まった。また1887(明治20)年に創刊された『国民之友』において、中江兆民の高弟であった酒井雄三郎がヨーロッパの社会主義運動の紹介を行った。

これらの社会思想が小河滋次郎の初期保護思想の背景として考えられるが、本論では、これらの思想のなかで、小河に少なからぬ影響与えた思想として、社会有機体思想・初期社会主義思想をとりあげることにはしたい。なぜなら自由民権思想はその頃「国権主義の大波のなかにまきこまれ、消え去っていった」(山口・小山 1966 : 14)と評される状況に陥り、理論的支柱の一つとみなされたスペンサーの思想に対する解釈も「自然法的な個人主義の倫理から社会有機体説へと論理が転換させられ」たからである(森田 1966 : 29)。一方社会有機体思想は、中央集権的な国家主義の台頭を背景として、自由民権思想に対抗し、当時としては通念的となり、人々に大きな影響力を持ち、内務省の役人であった小河も例外ではないと考えられる。また初期社会主義の思想は、社会有機体思想とは対称的であり、社会の大きな変化にともない、貧困に陥った人々への対応を考えるなかで社会を変えることを志向したと言える。小河は『監獄学』において出獄して社会の底辺にいた人々を対象として、その対応に関する議論を行っているから関係があると考えたのである。

## II. 先行研究

次に小河滋次郎の初期保護思想に関する先行研究の検討を行うことにする。

柴田善守氏は、小河の思想を検討する場合『救恤十訓』や『社会事業と方面委員制度』といった晩年の思想を中心に議論し、その特質について明らかにしているが、初期から晩年に至る小河の思想の発展経緯に関して、議論がほとんどなされていないと考える(柴田

1964 : 95).

土井洋一氏は小河が『未成年犯罪者の処遇』において貧困者への「健全適実なる救貧制度」の実施を述べているとするが(土井 1980 : 384), この思想の端緒や形成過程について具体的な検討がなされていないと考える。

遠藤興一氏は小河の思想について「ヒューマニズム的理想主義」を有するとし、「社会有機体思想」や社会政策思想の影響も受けていたと述べているが(遠藤 1980 : 394-397), このような思想からの影響や過程に関して, 具体的な検討が十分されているか疑問であると考え。また, 若き小河が自由民権運動に対する政府の施策に同調し身分制度の存立を肯定し, 官僚として国権の拡張をめざしたとするが(遠藤 1981b : 42-43), その思想的背景についての議論がなされているとは考えられない。さらに『監獄学』(1894)に対して「後に“小河監獄学”と呼ばれる特徴を見い出すのは難しい。ドイツ監獄学の系統的整理が本書の特徴であろう」(遠藤 1981b : 50)と述べるに止まり, 『監獄学』における彼の思想に関する詳細な言及がなされていないのではなかろうか。このように小河滋次郎の先行研究において, 初期保護思想に関する詳細な研究がほとんどなされていないことが判明した。

### Ⅲ. 研究目的・研究方法

以上のような研究背景や先行研究の検討をふまえて, 本論では当時の社会思想, なかでも社会有機体思想と初期社会主義思想における小河の思想の位置づけを試みようとするのが目的である。なお研究方法は, 小河をはじめ同時代の思想家の原典をもとに分析検討していくことにする。なお資料引用の際には, 旧字・異体字・カナなどを適宜改めた。

## Ⅳ. 初期保護思想成立に関する背景

### 一 社会有機体思想と初期社会主義思想の分析を通して一

研究背景において整理したように, 社会有機体説では加藤弘之, 後藤新平, 初期社会主義思想では, 酒井雄三郎と安部磯雄を取り上げ, 彼らの思想の特徴を検討する。

#### 1. 社会有機体思想の検討

まず加藤弘之は『人権新説』において進化思想をもちいて「天賦人権主義を駁撃せん」(加藤 1882 : 13)と述べる。その理由として人類社会は競争が行われている一大修羅場であり, 「遺伝と変化の優良なる者」が「其劣悪なる者を倒し以て之を制する」(加藤 1882 : 64)と述べる。このような自然淘汰・優勝劣敗の法則が「吾人々類世界にも亦必然生するもの」(加藤 1882 : 29)であるから, 「自由自治平等均一の権利を固有せり」とする天賦人権思想は, この法則と「矛盾するものたるは既に甚だ明瞭なる」(加藤 1882 : 29-30)と指摘する<sup>4)</sup>。

さらに加藤は「一国社会の中流に居る所の精神力最も優大なる徒」である優者を「上等平民」とすると位置づけ, 彼らが権力を掌握すれば, 「社会邦国の安寧幸福を増進する」と述べている(加藤 1882 : 48-49)。すなわち, この「上等平民」が政権を掌握しても王公政府の威厳は保たれ, 陵辱は受けず, 「保護を得て其政権を鞏固牢確になす」と考えていた(加藤 1882 : 49)。加藤は, このような上等平民が, あらゆる分野の「淵叢」であり「国

家の元氣は専らこの種族に存し」と述べ、「輿論習俗」もこの種族から生まれ出ると論じている（加藤 1882 : 55）。翻ってわが国の「上等平民」の存在である士族が衰退して、「少年客気の輩」や「急躁過激の徒」が「妄に権力を貪り良民を煽動して社会を圧倒せんと欲する」ことに懸念を表明している（加藤 1882 : 61-62）。さらに「無知蒙昧の衆民」が首魁に煽動されて「上等平民」を圧倒しようとするが、社会の大勢を左右する力はないと述べている（加藤 1882 : 54）。

次に後藤新平は『国家衛生原理』において近年国家学は基礎を生物学に求めているが、その説は「ダーウキン氏の説を紹述し来たる科学の力なり」と述べるように、ダーウィンの進化論に依拠した上で、国家は「実に至高の人体なり実に至尊の機体なり」と論じている（後藤 1889 : 7）。生物と同様に人類の生存競争・適者生存は「当世の諸家挙て肯許する所なり」と述べ（後藤 1889 : 15-16）、それゆえ社会や国家の本質を知るためには、それを構成する「一個人の本性を知るを要す」とし、この本性を知るためには「生物界の通性を知るを要す」と述べ、この通性を知るためには生物学の知識が必要だと論じている（後藤 1889 : 34）。またこのような社会観・国家観がなく「心性の一途に迷い形体の用を詳にせず社会の顛証に就き妄想空談」が起き、「衛生科」が蔑視されると指摘する（後藤 1889 : 34）。

近年人類社会の生存競争が激しく「富者日に益富み貧者日に益貧く遂に資本家と労力家の懸隔を生ず」という状況が現れ、資本家の行為が「不当貪欲に涉り且つ天然に背反するものあり」と述べ（後藤 1889 : 85）、一方この状況を打開しようとして「破壊過劇党の類人心を動揺せしむる」と述べる。それゆえ政府は「公衆の健康福寿を保護するの職務を執行せざるへからず」と指摘し（後藤 1889 : 86）、「衛生の方策を立つることのみ一の国家と云ふを得へし」と論じている（後藤 1889 : 87）。姜は後藤のこのような公衆衛生の考え方が、部下の窪田静太郎に受け継がれていったと述べている（姜 2011）。

## 2. 初期社会主義思想の検討

酒井雄三郎は、1890（明治23）年に『国民之友』81号に「社会問題（巴里通信）」を發表した。その論稿において「物質的文明の進歩により機械工業の発達に由りて貧富を隔つるの溝渠日々にその深きを加ふるに従い資本と労力との争闘倍々劇烈を極むる」（酒井 1890a : 22）とし、酒井は文明の進歩と機械工業の発達に注目し、貧富の格差の拡大により、資本家と労働者の争いが激化したと論じた。さらに「貧人の財産は其力と其手工となり。苟も之を使用して他人に損害を與へざる以上は何人と雖も彼らが其欲する所に従い自由に此財産を使用するを妨ぐるの權なし」（酒井 1890a : 24）と述べ貧人が自らの財産である其の力とその手工を使うことは妨げられない権利であるとする。しかしこの権利によって自らを防衛することができないのは婦女と未成年者であると述べて、「不良の父兄貧戾の雇主の妄りにと其幼少の子弟若しくは雇人を虐使する者尠しとせず 斯る場合に於ては何物か来て小弱者の権利を保護する者なかるべからず 時として政府の干渉に由りて工場内に於ける就業の時間等を適当に規定するも亦一概に非とすべきにあらず」（酒井 1890a : 24）とし、小弱者である婦女と未成年者の権利を保護するために工場内の就業時間を規定することを否定できないと述べている。

続いて酒井は同年『国民之友』89号に「五月一日の社会党運動会について」を發表した。その論稿では貧しい労働者のおかれている状況について「夫れ星を戴き、月を踐み、嚴冬

猶汗を流してアクセク働くも、其の得るところの賃銀は、其食する所の麵包の価をたも償うに足らず、妻子は常に飢凍に泣きて困生窮死の外、復た人世の事に感なき者、滔々として天下に満てり、是れ世の仁人君子の断腸禁せざる所に非ずや」(酒井 1890b : 21)とし、賃金が低く食べるものもままならず、妻子は飢えと凍えによって泣くという絶望的な状況が述べられている。一方富者は「人生勤勞の何物たるを知らず、又且つ其の金力の強大なるを恃みて、勝手気儘に其同類を虐使」しており、「一点慈愛惻隱の情を有せざる者亦滔々として天下に満てり」(酒井 1890b : 21)とし、富者の傍若無人ぶりを貧者との対比から描き出している。このような現象について「自他天稟の器能」は不平等なので、「社会に貧富の不平等を生ずるは免れ難き」と言えるが、相応の職業に就いて「家を為し族を営み、人として耻しからざる生存」を全うして、「老者は安し、幼者は教へて、疾病患難いつ何時にも頼む所ある」というように「何かにもして社会の位地を推進めざるべからず」(酒井 1890b : 21-22)とし、それぞれ職業をもち一家を形成し、老人は安心して暮らし、幼い子どもには教育を授け、病気になっても頼むところがあるという社会をめざしたいという考えを述べている。ところで近年「衆多の職工を一場内使役する器械工業の類漸く発達し、貧富の勢ひ亦漸く懸絶し」(酒井 1890b : 23)とするが、「多く機械力を使用するの結果は、昔日専ら人力にのみ依頼せる時に比して、職工の其勞力を用いるの量大いに寡きを加えるは論をまたず」(酒井 1890b : 22)と述べ、機械工業の発達が貧富の差を拡大するとともに、機械化によって昔と比べると職工が必要ではなくなったと論じている。

さて、安部磯雄は、1882(明治15)年同志社で新島襄の洗礼を受け、キリスト教の博愛主義の影響から社会問題、なかでも貧困問題に関心をもつようになった(辻野 1969 : 50 ; 荻野 1990 : 53)。卒業後 1887(明治20)年から 1891(明治24)年まで岡山教会で布教をする傍ら、岡山英学校で教えていたが(辻野 1969 : 49-51 ; 佐藤 1990 : 9)、1889(明治22)年10月9日発行『基督教新聞』324号において「岡山孤児院」という論説を投稿した。

その論稿において、囚人が「身に赤衣を纏い、腰に鉄鎖を帯び、或は獄窓に呻吟」していて苦役させられているとし、「憐愍の情を起さざるものあらんや」(安部 1889)と監獄における囚人の状況を取り上げた。このような囚人が72,000人いると嘆き、「監獄は社会の表面に見はれたる濁流なり」と社会における監獄の位置づけをした上で、その裏面には「隠れたる原泉なくんばあらず」とし、その監獄の「原泉」とは幼くして父母を失った不幸な孤児であると述べ、その状況は「一身を托すべきの処もなく飄々として、他人の憐を乞い、或は橋下に風雨を避け或は軒下に一夜を明し僅の露命を繋ぐ」(安部 1889)とし、孤児の生活の現状と悲惨さを指摘している。このような孤児が「赤衣を纏い」監獄で苦しい生涯を送る囚徒になると述べている。また罪悪は樹木のようなものであり、二葉の時に摘まないと後に斧を使うようになると述べ、罪悪を為した者を収容する監獄は河流のようであると論じ「その原泉たる孤児を助けずんば、その下流の清き事は到底望む可らざるなり」(安部 1889)と指摘する。また孤児に対する援助は、彼らが大人になってからの説教者や宣教師などの支援より「効を奏する」と論じている。このように安部は、監獄における囚人の問題や孤児の境遇を、社会問題として捉え、その解決を模索していたと考えられる。その意味では博愛主義の域を超えていたと推量する。

## V. 『監獄学』における初期保護思想の検討—「社会公共」という視点から—

小河滋次郎が1894(明治27)年6月に発表した『監獄学』は2篇で構成されている。第1篇は、監獄に関する総論であり、監獄とは何か、その沿革、犯罪の概要などが述べられている。第2篇は、監獄に関する各論となっており、主に法的手続等に関する議論が行われている。このような構成のなかで、まず、第1篇2章の「犯罪・刑罰」における「犯罪者」・「犯罪」の議論に着目した。その理由は、この議論において犯罪者の類型と犯罪の原因が検討され、彼の保護思想とその特徴が垣間見えているからである。さらに、第1篇第4章の「犯罪の予防」における「救貧及教育事業」の議論にも注目した。なぜなら、犯罪者の類型と犯罪の原因をふまえ、犯罪の予防のために社会全体と救貧事業の果たすべき役割について論じている。

それゆえ、まず第1篇2章の「犯罪・刑罰」における「犯罪者」・「犯罪」の章を分析検討し、続いて第4章の「犯罪の予防」における「救貧及教育事業」を分析検討したい。

さて、小河は犯罪者の類型について、性別としては女子より男子の割合が多いこと、年齢的に満20歳から40歳までが中心であるが12歳から19歳も比重も高いこと、また有配偶者に比べると独身者が多いこと、職業については都市部の職工に多く、地方の農夫に少ないこと、職業の有無では、「職業なき者に於て最も多数を出だし」と述べ、「貧富に依つ其影響する所尠少にあらず」と論じている(小河1894:74-75)。

このような類型をふまえて、小河は犯罪が増加する理由について「社会進化の定則」により社会が複雑となり、文明進歩により「生存競争益々盛んなるときは則ち愈々犯罪の増加を来さざるを得ざる」と論じ(小河1894:77)、この文明進歩により「社会賢愚貧富の懸隔益々甚しき」という状況になり、愚者は賢者を忌み嫌い、貧者は富者を嫉むことや怨嗟を強め「多数貧愚の民衆を駆つて犯罪の犠牲たらしむるに至るを招来す」(小河1894:78)と指摘している。

さて、小河は、民衆の生活の状況について、家は雨漏りがして衣服は不十分で、「食は以て饑渴を醫するに足らず妻子路頭に迷ふ」という貧しい暮らしに追い詰められていると論じ、その結果「運命を犯罪に賭するに至らしむる」と指摘し、このような状況に陥ったことには「社会も亦幾分か其責を分たさるを得ずと謂ふべきなり」(小河1894:78)と指摘する。また文明進歩による国家と個人の距離が近づき、個人が「郷党、組合、教会、家族等諸般最も有効なる社会的制裁力の繫鎖」から脱却するようになったと述べている(小河1894:78)。

ところで小河は文明進歩に伴う職業の榮枯によって、その危疑が犯罪を増加させると述べている(小河1894:78-79)。さらに小河は、文明の発達に伴い社会が少数の富裕者と多くの下層民衆に分化し、下層民は「困迷貧苦の悲況」に陥り、機械化により「多数職工の生業を奪ひ身に技能あり力能く労苦に堪ふべき所の者すら尚ほ之を用ひて糊口の道を得るに由なく」と述べ、多くの職工者の生業が奪われていると指摘する(小河1894:79)。

またこのような文明の進歩により生計費は拡大していくが、「之を充たすの資を得るの道、益々限縮し」と述べ、収入の減少を指摘し、その結果婚姻を結び家庭を形成することができなくなると論じ(小河1894:79)、このような社会の変化は自主自由の觀念を台頭させ、そのことは国に対して「公益」や「名誉信用」などに関する犯罪を増加させる結果を誘致すると説明する(小河1894:79-80)。

このような犯罪の主なる原因として小河は貧困と放縦があると指摘し、貧困に対する方

策として「救貧組織によって幾分か之を済治するを得べく」と述べ、救貧組織を提示し、放縦に対する方策としては「教育方法に依りて多少、之を矯正するを得へし」と説明し、このような方策により犯罪行為は著しく減少すると述べ、「之を既発に救うは之を未発に防ぐの利なるに如かず」（小河 1894：165）と指摘する。

このような救貧組織は「最も懇切周到なるを要す」とその取り組みについて述べるが、その注意する点について、救貧法が「其宜しきを得さるときは反つて犯罪者を増殖す」とその問題点を指摘する。それゆえ病人は速やかに病院に、孤児はすぐに育児院に送り、「遊蕩無頼の貧民は厳正なる規律を以て組織したる救貧授産場に之を収養する」と説明し、「寛慢に流れず愛隣に失するか如きことあるへからず」と述べている（小河 1894：166）。

さらに小河は、救貧法が施行されるようになれば、寺院や個人がむやみに「乞丐等に金穀を恵與するの慣習」が除去されることが必要であると論じ、「乞丐浮浪の徒の徘徊するを見る所以のもの職として之れに金穀を恵與する者あるに由らずんばあらず」と指摘し、この濫与が乞食を作り、これが犯罪者を養成するのと同じだと説明する（小河 1894：166）。教育についても徳育と智育を授けるべきと述べるが、その要点は「規律、秩序及び清潔」という「良民的生活」の慣習を馴致させ「知足安分の旨を悟らしむること」と論じている（小河 1894：167）。

前述したように、貧困と放縦という理由で犯罪を為した結果、犯罪者には刑が宣告され監獄に入所し刑期を終えることになる。小河は、この経過は「国権の作用に属し国家の機関、之れに関与す」と述べ、国権の作用及び国家機関の関与の範囲を定める。それゆえ刑期を終えて出所した者が「秩序ある良民的生活」に復帰し、再犯しないようにするのは「社会公共の責務たるを免かれず」（小河 1894：146-147）と述べている。この「良民的生活」について小河は「正実の職業若くは信任すへき引受人」を得て「良民的生計」を営むことが最も「省察すへき」と述べている（小河 1894：143）。

しかしながら、「社会」はこのような生活を希望している人を保護するのではなく全力を尽くして「之を社会より排斥駆逐」すると述べ、その結果「再び犯罪に由つて衣食を求むる」ようになると指摘する（小河 1894：147）。

このような排斥駆逐する理由について、小河は、「監獄行刑法」が不完全なためであると、監獄における職務を全うし、「社会をして厚くその事業の効果を信任するに至らしめは」社会もその「嫌忌する情」も薄らぎ、出所した人々を「収養保護」という責務が生まれると述べている（小河 1894：147）。

以上検討したように小河は「社会公共の責務」に言及している。

## VI. 考察

最後に、社会有機体思想や初期社会主義思想が小河の初期保護思想にどのような影響を与えたのかという点と、彼の初期保護思想の独自性という点について分析・検討を行うことにしたい。

小河の初期保護思想には、まず有機体思想における加藤弘之の自然淘汰・優勝劣敗という考えや、後藤新平の生物世界における生存競争・適者生存という考えの影響がみられる。

なぜなら、犯罪が増加するのは「社会進化の定則」により、社会が複雑となり生存競争が盛んとなったからであると述べており、また文明進歩によって賢者が愚者を忌み嫌い、

愚者が賢者を嫉み、賢愚の懸隔が甚だしくなったという考えをもっているからである。

一方、小河が下層民の生活の悲惨な状況を述べている点や、機械化により貧民が生業が奪われ「困窮貧苦の悲況」に陥り、家庭の形成もできない状況に追い詰められていると述べている点、また監獄の厳しい状況と出獄後職業がなく生活できない状況を述べている点などは初期社会主義思想の影響を受けていると考えられる。これらの点について酒井雄三郎は機械工業の発達による貧富の懸隔を述べ、貧しい労働者の悲惨な状況や機械化によって職工が職を失うことを指摘している。また安部磯雄も監獄の問題とその源泉としての孤児の悲惨な状況について述べている。

次に小河の思想の独自性について考えると、彼は社会の役割を重視していると言える。たとえば貧民が生活に行き詰まり、犯罪に陥るしかないという状況において、社会もいづらかその責任を分担すべきと述べている。また貧しい出獄者に対する「良民的生活」への支援は「社会公共の責務」<sup>5)</sup>であると述べている。前述した社会に対する考えを踏まえるならば、小河の考える「社会公共」は、いわゆる国家でもなく貧困者でもない中間領域を想定し、そこで活動する人々を考えていたのではないだろうか。このように考えるならば、加藤弘之が指摘した「上等平民」という思想と一部重なるのではないかと考える。ただ大きく異なるのは小河が貧困者の職業・労働のために「社会公共」の役割を想定しているのに対し、加藤は貧困者を「無知蒙昧の衆民」と規定しているように貧困者を「上等平民」と対立する存在と捉えていることである。

この「公共」という考え方は、言うまでもなく今日の公共とはことなるが、当時としては先駆的であり独自性を有し、むしろ今日の「公共性」<sup>6)</sup>の議論につながる重要なものであったと考えられる。

以上検討してきたように、小河の初期保護思想の社会観は、当初加藤弘之や後藤新平らの有機体思想が基盤になっていたと考えられるが、監獄改良事業を見聞し、監獄学を著すなかで、出獄した直後の貧しい生活に追い詰められている人々を支援する思想として酒井雄三郎や安部磯雄を始めとする初期社会主義思想に対して関心をもち、これらの思想をつなぐものとして「社会公共」という考え方が創出されたと考える。

## 注

- 1) このことは、大日本監獄協会が設立され『大日本監獄協会雑誌』が発刊されたことや、警察監獄学会が創設され『監獄雑誌』が創刊されたことから窺える。
- 2) 具体的には室田保夫氏による北海道バンド形成史や『獄事叢書』の研究が挙げられる(室田1998)。また北海道バンドの一員である原胤昭の出獄人保護事業の議論は注目に値し、片岡優子氏の詳細な研究がある(片岡2011)。原胤昭は1888(明治21)年に釧路集治監に教誨師として赴任するが、この点について片岡優子氏は原が釧路時代で始めていた出獄人保護事業を支援していたのが新島襄をはじめとする組合教会の信者であったと指摘している(片岡2006:111)。
- 3) 北海道バンドの一員であった留岡幸助は、小河の『監獄学』について次のように述べている。  
「吾国現今監獄事業の声高しと雖、未だ嘗て監獄に関しその学説を言頭はしたる一篇の書あるを聞かず、余一ヶ月前斯道の先覚小河滋次郎君を其邸に訪ふ、同君余に示すに近著『監獄学』を以てせらる、余採て其目次を見るに何づれとも目下吾国人に必要なならざるものはなし、故に君に勸むるに一日も早く上梓せられんことを以てす、君曰く諾、不日上梓世に公にせん



と、余曰善哉君の言此れ今日の急務なりと」(留岡幸助 1894)。このように小河は留岡に出版前の『監獄学』をみせて彼の意見を聞いているのである。一方小野坂弘氏は、小河の『監獄学』について「当時のヨーロッパの最新の業績に基づいて、ドイツのクローネ、ゼーバッハの監獄学に従った、大著である」とし(小野坂 1989)、小河の『監獄学』はカール・クローネ(Karl Krohne)、クルト・フォン・ゼーバッハ(Curtt von Seebach)の影響を受けたと指摘している。

- 4) このような加藤の批判に対して、植木枝盛や矢野文雄など天賦人権説側からの反批判が出て「人権新説論争」が生じた。堀松武一は加藤が社会進化論を「明治10年代に盛り上がった自由民権運動を屈服させるための最新の科学」として用いたと指摘し、優勝劣敗・適者生存というこの理論が「政治的、社会的思想として明治期の国家主義を合理化する理論として発展する」と述べている(堀松 1978:16)。
- 5) 小河は1897(明治30)年原胤昭の出獄者保護所支援のため横浜会館で演説を行い、出獄人保護を「社会公共の負担に属せしむべきものなりとすれば之が管掌の責に任ずべきものは先づ指を第一に自治体即ち市町村及び宗教的組合に屈せざるを得ず」と述べている(小河 1901:670)。つまり出獄人保護を「社会公共」の負担として、これを管轄し、監督し取り扱う所として、市町村や宗教組合を挙げている。小河はその後原胤昭を支援し1913(大正2)年当時の東京出獄人保護所の協議員に名を連ねている(片岡 2008:166)。
- 6) 公共性について、先行研究をふまえて以下整理したい。この概念はハーバーマスの『公共性の構造転換』(1962)により示された概念である。英語圏では公共領域、公共圏といわれる。ハーバーマスは18世紀の市民社会の成立という状況の中で、市民が新聞や雑誌で自由に討議する空間が生まれたと述べ、それは国家とも異なり、家族や個人のような親密圏とも異なっていたという。当初は文芸や芸術の批評を扱う「文芸的公共性」が主であったが、やがてこのような討議が政府への批判を帯びようになり、「公衆」による「公論」へと展開され「政治的公共性」が形成された。このことが言論、出版、職業、宗教の自由へとつながったと述べている。しかるに19世紀後半以降、公共性はその批判性を喪失し国家や市場の力によって操作可能なものになったと指摘するのである(森川 2004; 井上 2008; 三島 2008; 齋藤 2012)。

## 引用文献

- 安部磯雄(1889)「岡山孤児院」『基督教新聞』324号 日本ゆにてりあん弘道会。
- 土井洋一(1980)「小河滋次郎の感化教育論」土井洋一・遠藤興一編『社会福祉古典叢書 2 小河滋次郎集』鳳書院。
- 遠藤興一(1980)「その社会事業思想」土井洋一・遠藤興一編『社会福祉古典叢書 2 小河滋次郎集』鳳書院。
- 遠藤興一(1981b)「開明官僚と社会事業(二)―小河滋次郎の生涯と思想―」『明治学院大学論叢 社会学・社会福祉学研究』321。
- 後藤新平(1889)『国家衛生原理』忠愛社。
- 堀松武一(1978)「わが国における社会進化論および社会有機体説の発展―加藤弘之を中心として」『東京学芸大学紀要 第1部門 教育科学』29。
- 生松敬三(1965)「近代日本の社会思想」城塚登編『社会思想史入門』有斐閣。

- 井上達夫(2008)「公共性の哲学と哲学の公共性」飯田隆・伊藤邦武・井上達雄・川本隆史他編『岩波講座 哲学1 いま〈哲学する〉ことへ』岩波書店.
- 姜克實(2011)『近代日本の社会事業思想—国家の「公益」と宗教の「愛」』ミネルヴァ書房.
- 片岡優子(2008)「原胤昭の生涯とその事業—東京出獄人保護所の財政状況と大正期の保護成績を中心として—」関西学院大学社会学部紀要104号.
- 片岡優子(2011)『原胤昭の研究：生涯と事業』関西学院大学出版会.
- 加藤弘之(1882)『人権新説』.
- 城塚登(1998)『社会思想史講義』有斐閣.
- 三島憲一(2008)「公共圏」今村仁司・三島憲一・川崎修編集『岩波社会思想辞典』岩波書店.
- 森川輝一(2004)「公共性」古賀敬太編『政治概念の歴史的展開1』晃洋書房.
- 森田康夫(1966)「第一章 イギリス自由主義の流入」住谷悦治・山口光朔・小山仁示・浅田光輝・小山弘健編『講座日本思想史 明治社会思想の形成』.
- 室田保夫(1998)『留岡幸助の研究』不二出版.
- 室田保夫(2011)「近代日本の社会事業雑誌—『教誨叢書』—」関西学院大学人権研究15号.
- 小河滋次郎(1894)『監獄学』警察監獄学会(=1989, 小野坂弘監修・解説『小河滋次郎監獄学集成』1・2巻 五山堂書店).
- 小河滋次郎(1901)「免囚人保護を論ず」『獄事談』東京書院.
- 荻野富士夫(1990)「初期社会主義における安部磯雄の思想」『安部磯雄の研究』早稲田大学社会科学研究所(安部磯雄研究部会)研究シリーズ26.
- 小野坂弘(1989)「監獄学 解説」小野坂弘監修解説『小河滋次郎監獄学集成』1巻『監獄学』五山堂書店.
- 酒井雄三郎(1890a)「社会問題(巴里通信)」『国民之友』81号 国民之友社.
- 酒井雄三郎(1890b)「五月一日の社会党運動会に就いて」『国民之友』89号 国民之友社.
- 佐藤能丸(1990)「安部磯雄と早稲田大学」『安部磯雄の研究』早稲田大学社会科学研究所(安部磯雄研究部会)研究シリーズ26.
- 齋藤純一(2012)「公共性／公共圏」大澤真幸・吉見俊哉・鷲田清一編『現代社会学事典』弘文堂.
- 柴田善守(1964)『小河滋次郎の社会事業思想』日本生命済生会.
- 清水正之(1986)「日本の近代化」城塚登編『社会思想史の展開』北樹出版.
- 田村秀夫(1990)『社会思想史の視点—研究史的接近—』中央大学出版部.
- 辻野 功(1969)「明治期の安部磯雄」同志社法学20巻6号.
- 留岡幸助(1894)「北米雑感」『監獄雑誌』5巻7号.
- 山口光朔・小山仁示(1966)「総論」住谷悦治・山口光朔・小山仁示・浅田光輝・小山弘健編『講座日本思想史 明治社会思想の形成』.
- 吉田忠雄(1986)『社会思想史—民主主義・議会主義の視座から—』啓正社.

## The Study on early protective thought of Shigejiro Ogawa

—focus on ‘social public’—

**Koushin MASUDA**

The purpose of this thesis is to make it clear about the germination of the early protective thought of Shigejiro Ogawa from the point of the beginning of the public society. I tried positioning of the thought of Shigejiro Ogawa in the social thought of the Meiji era.

The result of the study was as follows.

First, Shigejiro Ogawa's thought are affected by the idea of natural selection in the organism thought of Hiroyuki Kato and Shinpei Goto.

Second, Shigejiro Ogawa's thought can also consider influence from Yusaburo Sakai's thought in an early stage socialism thought.

Third, Shigejiro Ogawa thought that poor citizen's support was obligation of ‘social public’. There is originality for the thought which is Shigejiro Ogawa's obligation of ‘social public’.

Key words : Shigejiro Ogawa, prison reform, social public